

議案第4号

相互救済事業の委託について

災害による財産の損害に対する相互救済事業を行うため、下記のとおり委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

記

- 1 事業の名称 火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業
- 2 委託を受ける者 公益社団法人 全国市有物件災害共済会
- 3 対象となる財産 市の所有又は占有に属する財産のうち必要なもの

提案理由

この案を提出するのは、相互救済事業を行うため公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託する必要があるからである。